

平成29年9月27日

株主各位

埼玉県川越市竹野10番地1
株式会社オプトラ
代表取締役社長 林 為平

株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成29年9月19日開催の当社取締役会において、平成29年10月13日（金曜日）を効力発生日として当社普通株式1株を3株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成29年10月12日（木曜日）と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式につき上記株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので、公告いたします。

以上